

開発行為非該当及び開発許可不要を 証する書面等の様式を変更します。

開発行為非該当及び開発許可不要を証する書面等(都市計画法施行規則第60条第1項の規定に基づく書面)の様式を変更します。

これにより、書面交付の際、従来のように、建築確認申請書第一面への貼付は行いません。(図面等への押印は引き続き行いますので、書面交付の際、建築確認申請に必要な図書を御持参ください。)

なお、これ以外に手続の変更はなく、従前と同様、本申請の前に、事前審査依頼調書を提出していただきます。

令和4年4月1日以降の申請分から新様式を御使用ください。

新様式の申請書及び事前審査依頼調書は当課のホームページからダウンロード可能です。

京都市都市計画局
都市景観部開発指導課
2 2 2 - 3 5 5 8